（郵便等による入札又は見積り）

第10条　契約責任者は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札又は見積りを禁止してはならない。

（入札説明書等の交付）

第11条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争、指名競争又は企画競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、入札又は見積りを行うため必要な事項として、次に掲げる事項について説明する文書を交付するものとする。

一　第６条又は第７条第２項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（第６条第１項第９号に掲げる事項を除く。）

二　調達をする物品等又は特定役務の使用その他の明細

三　開札又は見積開封に立ち会う者に関する事項

四　契約責任者の氏名並びに会社の名称及び所在地

五　契約の手続において使用する言語

六　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項

七　その他必要な事項

（交渉合意契約又は随意契約によることができる場合）

第12条　契約責任者は、次の各号に掲げる場合に限り、特定調達契約につき交渉合意契約又は随意契約の方法によることができるものとする。

一　競争に付しても入札者がないとき、再度の入札に付しても落札者がないとき又は落札者が契約を締結しないとき。

二　他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

三　既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるとき。

四　会社の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等の調達をするとき。

五　既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてはその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る標準価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、交渉合意契約又は随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が２以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

六　計画的に実施される施設の整備のために契約される建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、交渉合意契約又は随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達する場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第４条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第５条第１項の規定による公告又は第７条第１項の規定による公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。

七　緊急の必要により競争に付すことができないとき。

八　国の特例政令第13条第１項の規定により、各省各庁の長が財務大臣に協議し、随意契約の方法によることができることとされた特定調達契約と同様の契約と認められるとき。

（落札者等の決定に関する通知等）

第13条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争、指名競争又は企画競争に付した場合において、落札者又は契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して７日以内に、落札者又は契約の相手方を決定したこと、落札者又は契約の相手方の氏名及び住所並びに落札金額又は見積金額を、落札者又は契約の相手方とされなかった入札者又は見積者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者又は契約の相手方とされなかった入札者又は見積者から請求があるときは、当該請求を行った入札者又は見積者が落札者又は契約の相手方とされなかった理由（当該請求を行った入札者又は見積者の入札又は見積りが無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者又は見積者に通知するものとする。

（落札者等の公示）

第14条　契約責任者は、特定調達契約につき、一般競争若しくは指名競争により落札者を決定したとき、又は企画競争、交渉合意契約若しくは随意契約により契約の相手方を決定したときは、次に掲げる事項をその日の翌日から起算して72日以内に官報により公示しなければならない。

一　物品等又は特定役務の名称及び数量

二　官報掲載者の氏名並びに会社の名称及び所在地

三　落札者又は契約の相手方を決定した日

四　落札者又は契約の相手方の氏名及び住所

五　落札金額又は企画競争、交渉合意契約若しくは随意契約に係る契約金額

六　契約の相手方を決定した手続

七　一般競争、指名競争又は企画競争によることとした場合には、第５条第１項の規定による公告又は公示を行った日

八　交渉合意契約又は随意契約による場合にはその理由

九　その他必要な事項

（一般競争、指名競争又は企画競争に関する記録）

第15条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争、指名競争又は企画競争に付した場合において、落札者又は契約の相手方を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札者又は契約の相手方を決定した日から少なくとも３年間保管するものとする。

一　入札者又は見積者及び開札又は見積開封に立ち会った者の氏名

二　入札者又は見積者の申込みに係る価格

三　落札者又は契約の相手方の氏名、落札金額又は見積金額及び落札者又は契約の相手方の決定の理由

四　無効とされた入札又は見積りがある場合には、当該入札又は見積りの内容及び無効とされた理由

五　第９条第４項の規定により通知した場合には、当該通知に関する事項

六　その他必要な事項

（交渉合意契約又は随意契約に関する記録）

第16条　契約責任者は、特定調達契約につき交渉合意契約又は随意契約によった場合には、当該交渉合意契約又は随意契約の内容及び交渉合意契約又は随意契約によることとした理由について、記録を作成し、契約の相手方を決定した日から少なくとも３年間保管するものとする。

（苦情の処理）

第17条　契約責任者は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる社員を指定するものとする。

（特定調達契約に関する統計）

第18条　本社の契約責任者は、国土交通省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、国土交通省に送付するものとする。

附　則

１　この準則は、改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

２　この準則は、この準則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については適用しない。

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇五―八五四四　東京都港区虎ノ門二丁目四番四号　電話　03（3587）4294
定価　一カ月一、六四一円（本体一、五一〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）
第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日